

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

令和3年度税制改正に関する提言を公表

活動報告

コロナ禍でも積極的に
小学校租税教室・マスク寄附など

NO.
285
2020.11

法人会
消費税期限内納付
推進運動



城ヶ島大橋 三浦半島の先端から海をまたいで城ヶ島に架かる橋。全長575m、昭和35年（1960）に開通し今年還暦を迎えた。眺望の素晴らしさでも有名で、橋の上からは、太平洋・相模湾・東京湾（浦賀水道）の先に、東は房総半島、南に伊豆半島、西に富士山・丹沢山地が一望できる。開通以来、有料道路だったが今年4月より無料開放された。
(写真/稲毛 敦子)

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！ — 令和3年度税制改正提言 —

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。

地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。

また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。

この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。

令和3年度 税制改正に関する提言（概要）

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性のある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択する

ことのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本の見直し
- (2) 事業所税の廃止 等

Ⅲ. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

※税制改正に関する提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として 全国約80万社の会員企業を擁する団体です。

41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止**及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては**開催を中止**することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



法人番号 7000012050002

横須賀法人会では、11月10日(火)と17日(火)に横須賀税務署源泉税担当官を講師に迎え、令和2年分年末調整説明会を開催します。詳しくは事務局までお問い合わせ願います。

令和2年分の年末調整に影響する主な改正事項は次の通りです。ご注意ください。

給与所得控除と公的年金の党控除の見直し

令和2年分以後の所得税では、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額が引き下げられ、すべての所得に適用される基礎控除の控除額が引き下げられました。

配偶者、扶養親族等の所得要件の調整

給与所得控除額と公的年金等控除額の引き下げと基礎控除額の引き下げに伴い、給与所得控除等の金額に基づいて設定されている各種控除等を受けるための所得要件について調整が行われました。

基礎控除の見直し

給与所得控除額と公的年金等控除額の引き下げに対し、基礎控除の額は10万円引き上げられます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額は段階的に引き下げられ、2,500万円を超えると控除額はゼロとなります。

所得金額調整控除の導入

所得金額調整控除には、所得が給与所得のみの場合の調整と、給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合の調整の2つがあります。これらの調整はいずれも確定申告で適用されるものですが、所得が給与所得のみの場合の調整は、年末調整においても適用することができます。

ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し

令和元年分までの所得税では、ひとり親に対する措置として寡婦（寡夫）控除が設けられていました。

令和2年度税制改正により、婚姻歴に関係なくすべてのひとり親が控除の対象となり、男性のひとり親と女性のひとり親は同じ取り扱いとなりました。

年末調整手続きの電子化

源泉徴収事務を行う会社の負担を軽減し、納税者の利便性を向上させる観点から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類が、電子データにより提出できるようになりました。

過労死をゼロにし、 健康で充実して 働き続けることの できる社会へ

過労死 **ゼロ** 実現のために

- 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- 勤務間インターバル制度をご存知ですか？



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省

◎詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生省 過労死防止 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

横須賀労働基準監督署

〒238-0005 横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎5階 ☎046-823-0858

青年部会

租税教室で3校4授業の教壇に立つ

コロナ禍で小学校の授業にも大きな影響が出ている中、青年部会に3校から租税教室の依頼があった。この時期の貴重な45分が有意義な時間になるようにと、3人のメンバーは6年生延べ99名の児童に向けて、なぜ税金があるのか、どのように使われているのかなど、難しい税金の話をつかりやすく授業を行った。



8 / 31 横須賀市立栗田小学校
大泉 秀仁さん



9 / 4 横須賀市立長浦小学校
桜井 健さん



9 / 10 三浦市立南下浦小学校
藤 太郎さん

8/31	横須賀市立栗田小学校	2授業	47名	大泉・桜井
9/4	横須賀市立長浦小学校	1授業	33名	桜井
9/10	三浦市立南下浦小学校	1授業	19名	藤
合計	3校	4授業	99名	

中央第1地区会

秋の交通安全運動 通学路誘導で社会貢献

9月29日、30日、10月2日の3日間、中央第1地区会（川島典男地区会長）と大滝小川支部の役員が、全国秋の交通安全運動の期間に実施されている通学路誘導に参加した。

大滝町は、小学校2校、中学校2校、高校1校、大学2校等の通学路に当たる地域で、さらに市役所庁舎の通勤と、朝のピーク時は一気に混雑するところで、碁盤の目のようになった大小の道路横断は危険が伴う。

同地区会・支部では、大滝町会や近隣企業、学校関係者の皆さんと一緒に、当会からは3日間延べ26名が参加、全体では延べ約80名が、児童・生徒たちの交通安全と朝のあいさつに努めた。



9 / 29の参加メンバー



通勤・通学ピーク時の横断歩道

女性部会 横須賀市・三浦市の小学校にマスクを寄附

9月23日、女性部会（平野弘子部会長）は、横須賀市・三浦市の小学校（公立54校）に、子ども用個包装マスク12,000枚を寄附した。平野部会長は、両市教育長に「今年は絵はがきコンクールの実施を見送ったが、何かお役に立ちたいと、創立30周年記念事業の一環として、学校内で忘れてたり、汚してしまったり、また、インフルエンザの流行にも備えて各学校に置いて頂けたらと児童用にマスクをお持ちしました。」と伝えた。（※写真撮影時のみマスクを外しました）



横須賀市新倉教育長より市長感謝状を受ける



三浦市及川教育長にマスクと目録を寄附する

南部地区会 コロナ禍で献血活動

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でなかなか事業活動が実施できないでいるが、「できることを積極的にやる」と、会員のために地域のために法人会は何ができるのか、各地区会で検討している。

9月27日、南部地区会（佐藤 朗地区会長）は、役員等総勢23名が参加して、京急久里浜ウイング前で献血活動を実施した。日本赤十字社の献血車を用意して、朝9：30から夕方4：30まで街頭に立ち、コロナ禍で血液が不足していること、輸血のための血液は人工的に作ることができないこと、献血で助かる命があることを呼びかけた。午前中は雨模様だったが、午後は天候に恵まれ、74名と多くの方が献血を申し出てくれた。



献血の協力を呼びかけた南部地区会の皆さん（午前中のメンバー）

県内14法人会 約3万冊配布の会員メリット
社長も社員も使える！
会員優待サービスブック
2021年度版 申込み受付開始！

お申込みは折り込みの専用申込用紙をお願いいたします。
 掲載に関する詳細は、事務局までお問い合わせ願います。
 パソコンやスマホからも検索できて最新情報もさらに充実。
 何と**掲載料は無料**です！ 厚生委員会



2020年度版の会員優待サービスブックは2021年3月31日まで有効です

<https://houjinkai.kanagawa.jp>





介護職不足の解消は幹部育成から

日刊工業新聞社 岡田 直樹

知人のご息女が大学で福祉を学び、志を抱いて大手の介護会社に就職した。入社当時は月4回の夜勤も苦にならず、腰痛に悩みながらも、働き甲斐を実感している様子だった。「97歳の入居者を看取り、家族から『最期までありがとう』と感謝された」。そう誇らしそうに語っていたこともある。難問にぶつかった時、気兼ねなく相談できる先輩もいた。

ところが、施設長が交代すると職場の「空気、は一変する。職員同士が助け合う家族的な雰囲気は急速に薄れ、気の置けない先輩たちは次々と条件の良い他社へ。夜勤は月7回に増え、入居者が楽しみにしている買い物や外食に付き添う時間も取れなくなった。このままでは自分を見失いかねないと、入社4年目に後ろ髪を引かれる思いで転職した。

2025年度に約34万人不足する

介護職員の処遇改善は進んでいる。介護労働安定センターの「介護労働実態調査（令和元年度）」によると「今の勤務先で働き続けたい」と考える職員の割合は約58%と3年連続で上昇し、勤続意欲は徐々に高まる傾向にある。ただ未だに平均月収は全産業平均に届いておらず、離職率も全産業平均に比べて僅かに高い。厚生労働省の推計によると、介護職員は「団塊の世代」がすべて75歳以上になる2025年度に約34万人不足する恐れがある。

介護関係の仕事を辞めた理由は「職場の人間関係の問題（23.2%）」や「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満（17.4%）」が、「収入が少ない（15.5%）」を上回る。働き甲斐を実感できる職場づくりが、いかに重要かがわかる。

介護業界に詳しい専門家は「施設の急増に幹部の育成が追い付いていないのが問題の背景」と指摘する。介護ノウハウを持つ社会福祉法人は経営感覚が乏しく、他産業から参入した事業者は現場経験のない施設長が運営するケースも少なくない。

元自動車メーカー役員は、工場長を務めた経験から「工場長の現場を軽視した判断が安全を脅かす」と警鐘を鳴らす。工場長が経営陣に評価されたい一心で、生産に直結しない設備保守のスタッフを削減し、目先の収支を改善する。影響はすぐに顕在化しないが、後



任工場長の代になり、突然、人命に関わる重大事故が起こるといふ。介護施設も他山の石としたい。

社会からリスペクトされる存在であってほしい

職員の定着率が高い施設では、経営者や施設長がどのような理念や運営方法で現場を活性化しているか。事業者は地域の同業者と職員や入居者の奪い合いをしているだけでなく、運営上の課題や解決策について情報交換できる交流会を開くなど、競争と協調の使い分けが求められる。また一部の自治体で始まっているが、人材育成に熱心で定着率の高い優良施設を認証・表彰する制度も有効だろう。就活生には職場選びの目安になるはずだ。

「感染者が出れば入居者の命が危ない」（現役職員）。新型コロナウイルス禍が長期化する中で、介護施設の現場は緊張感に包まれた日々が続いているという。命の見守り役である介護職員こそ、仕事に誇りを持ち、社会からリスペクトされる存在であってほしい。

11月11日は国が定めた『介護の日』。「いい日、いい日」にかけて「毎日、あったか介護ありがとう」の願いを込めている。まずは介護職員にとっての「いい日」を実現したい。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。



家賃支援給付金について

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 坂井 郁磨



コロナ禍により、企業及び個人事業主の取り巻く経営環境は依然として苦しい状況です。そこで今回は売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する家賃支援給付金について整理します。

はじめに支給対象となる事業者は下記の要件をすべて満たす必要がございます。

- (1) 令和2年4月1日時点で資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅及び中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主
- (2) 令和2年5月から12月までの売上高について1ヶ月で前年同月比50%以上減少または連続する3ヶ月の売上合計が前年同月比30%以上減少
- (3) 自ら事業のために占有する土地・建物の賃料を支払
- (4) 令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること

次に給付額について一定の算式に基づいて法人は最大600万円、個人事業主は最大300万円支給されます。

また、申請に必要な書類は下記のすべてをご用意する必要がございます。

- (1) 賃貸借契約の存在を証明する書類
- (2) 申請時の直近3ヶ月の賃料支払実績を証明する書類
- (3) 本人確認書類
- (4) 売上減少を証明する書類

そのうち(3)、(4)については持続化給付金の申請の際に必要なもので同様の書類となります。家賃支援給付金で申請する際に、新たにご用意いただく必要があるのが(1)、(2)です。

- (1) 「賃貸借契約の存在を証明する書類」とは具体的にいうと賃貸借契約書です。賃貸借契約が複数物件の場合は複数の賃貸借契約書をご準備する必要があります。留意点は、申請者ご自身で契

約していることや賃貸借契約書が令和2年3月31日と申請日時点で両方有効であることです。中には賃貸借契約書が自動更新のため存しない、令和2年3月31日の契約期間が含まれない場合もございます。そうした場合には、賃貸人にご署名のもと賃貸借契約等証明書を提出することで申請することが可能です。

- (2) 申請時の直近3ヶ月の賃料支払実績を証明する書類とは、銀行通帳の支払い実績のわかる部分の写しまたは振込明細書等です。注意点としては申請日から1ヶ月以内に家賃を支払っている必要がございます。というのも、家賃支援給付金は制度上、申請日の直前1ヶ月以内に支払った賃料を基に算定され、給付される仕組みだからです。そのため年間払いを除き直前1ヶ月以内に支払い実績がない場合は給付対象となりません。資金繰りが苦しい事業者様については賃貸人にご署名が必要ですが2ヶ月、3ヶ月前の家賃を免除する支払い免除等証明書を提出し、1ヶ月前の家賃を支払うことで申請することは可能です。

制度の詳細につきましては、家賃支援給付金ホームページ (<https://yachin-shien.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの税理士等にお尋ねください。

(参考：経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>)

「税理士」に注意!!



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
☎ 046-824-4193

e-Tax宣言!! (公社) 横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

e-Tax 利用推進運動展開中!

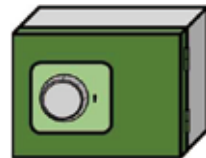
税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!

タンス預金にご注意!?



- 預けても利息がつかないかも…。
- 手数料だっただけにならないし…。

タンス預金が一番良いかしら…。



ちょっと待って!!

タンス預金には危険がいっぱいなんです!!

危険その1

点検強盗

危険その2

特殊詐欺

危険その3

空き巣



警察や業者などをかたり…

あなたの口座が不正に利用されています。

ガスの点検に行きます。

親族をかたり…

急にお金が必要なんだ。自宅にいくらある？



犯人グループ

不審な電話は警察に通報を!!

神奈川県警察からのお願い!

- 必要以上の現金を**自宅に保管しない**ようにしましょう。
- 自宅にお金があることを**他人に教えない**ようにしましょう。



神奈川県警察

広報の窓



私は防犯カメラの設置業務を主に横須賀市内で工事を実施しています。

近年の犯罪増加から、横須賀市でも防犯カメラの公道への設置工事に関して補助金交付事業が開始され、

平成21年3月その第一号がH地区で運用を開始した。

これより数年早く、東京都新宿区歌舞伎町の公道に設置した防犯カメラが既に稼働を開始していた。この後、横須賀市内では防犯カメラの申請と設置工

事が順次続いており、近年では毎年約10地区程度の設置が続いています。

これらの工事の申請時には、地区住民の総意が絶対条件となります。ところが、極まれに最終決定の直前に設置に反対の意見を持つ住人の声で、住民総意だった防犯カメラの設置計画が中止となることがあります。

安全な地域社会を互いに構築することが、安心できる街づくりにはまず大切なことだと思います。この為には、我々法人会も率先して地域社会の安全を守っていく必要があるのではないのでしょうか？

広報委員 (株)伊東ポーハン 伊東 俊二

新 会員紹介

(令和2年9月～令和2年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
中央第1地区会					
大滝小川	(株)神奈川新聞社横須賀支社	—	小川町21-9	822-2020	日刊新聞発行
南部地区会					
久里浜西	(医)社団愛幸会	松浦 史郎	久里浜1-10-5	838-4562	医療業
久里浜西	* 久里浜駅前接骨院	沼川 尚也	久里浜1-5-3くりビル101	895-3042	接骨院
久里浜西	* 久里浜駅前歯科	押川 公輔	久里浜4-8-16まようクリニックビル4F	833-6688	歯科医療業
久里浜西	松原フード(有)	松原 義則	久里浜4-5-11	835-0622	飲食業
三浦地区会					
南下浦	* アサヒバイクサービス	中川 達彦	南下浦町松輪626	886-0005	買取販売業

*は賛助会員です

7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？ (答えは10頁にあります)



**消費税期限内納付
推進運動
実施中!**



消費税の
期限内納付を
忘れずに。

● 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

● 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

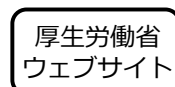
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室